

鹿 児 島 県 公 報

平成30年1月16日（火）第3382号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件） (水産振興課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 4
- 河川法に基づく大浦川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第37号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5416号	藤川山林株式会社 愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	種穂の採取 幼苗の育成	藤川山林株式会社鹿児島事業所 薩摩川内市東郷町藤川2696番地

鹿児島県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
奥田薬局	出水市六月田町935番地	平成30年1月1日	更生医療

鹿児島県告示第39号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、種子島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第40号

南さつま市加世田小湊8171番地1 有限会社かねく水産代表取締役阿久根一人及び南さつま市加世田小湊8361番地 有限会社マルカ水産代表取締役福島満嘉からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市加世田・金峰区域（南さつま市のうち笠沙町片浦、笠沙町赤生木、大浦町、坊津町坊、坊津町泊、坊津町久志及び坊津町秋目を除く地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第41号

南さつま市笠沙町片浦6510番地8 笠沙町漁業協同組合代表理事組合長上村一郎及び南さつま市笠沙町片浦642番地 坂元治二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市笠沙片浦・大浦区域（南さつま市のうち笠沙町片浦谷山、小崎、魚路、山神、野間池、岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥を除く地区並びに同市大浦町の地区）
- 2 区分 雑魚定置漁業及び小型定置漁業

鹿児島県告示第42号

南さつま市坊津町秋目769番地 有限会社高根漁業代表取締役宮内一朗及び南さつま市坊津町秋目175番地 立石漁業株式会社代表取締役立石洋一郎からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市秋目区域（南さつま市坊津町秋目の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業

鹿児島県告示第43号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成29年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	同 左	ニチワ印ブロイラー種鶏15	平成 29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ニチワ印ブロイラー肥育後期用配合飼料J F 仕上用	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）ヒガシマル 鹿児島工場 1340001000162 （鹿児島市）	同 左	桜皇P－5（緑）	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		エビスター育成用	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（株）国元商会 鹿児島工場 9120001001778 （始良市）	同 左	竹王	29.10	栄養成分等－粗繊維，粗灰分	無
中部飼料（株） 志布志工場 2180001094757 （志布志市）	同 左	マル中印子豚育成用配合飼料サンニクA	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉豚肥育用配合飼料サンニクB	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料牛心	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料きらめき420	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		海産魚混込用配合飼料わぜくるEP－γ5号	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
（有）鹿児島油脂工業 7340002000494 （日置市）	同 左	混合ポークミール	29.10	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第44号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊本防衛支局長から平成29年8月25日鹿児島県告示第911号で告示した公共測量の実施は、平成29年12月15日終了した旨の通知があった。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年1月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

				鹿児島県知事	三反園訓
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	霧島市福山町福沢字銭瓶口 3753番1地先から3754番5 地先まで	前	10.0～13.5	47.5
			後	12.0～51.0	47.5

鹿児島県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年1月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月16日

				鹿児島県知事	三反園訓
道路の種類	路線名	供用開始の区間		供用開始の期日	
国道	504号	霧島市福山町福沢字銭瓶口3753番1地先から3754番5地先まで		平成30年 1月16日	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年1月16日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年1月16日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）加世田複合商業施設
南さつま市加世田地頭所町25番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社九州テックランド 代表取締役 折田正二
群馬県高崎市栄町1番1号
青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目3番5号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社九州テックランド 代表取締役 折田正二
群馬県高崎市栄町1番1号
青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目3番5号
その他未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年9月6日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,178平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 250台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 A棟南側 36台
第2駐輪場 B棟東側 26台
第3駐輪場 建物敷地南側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 A棟南側 50平方メートル
荷さばき施設2 B棟東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 A棟南側 75立方メートル
廃棄物等保管施設2 B棟東側 6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
5箇所 建物敷地北側，西側，南側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成30年1月5日

.....
河川法に基づく大浦川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により，大浦川水系河川整備計画を定めたので，鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成30年1月16日

鹿児島県知事 三反園訓